

流山市自主防災組織補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、市内の自主防災組織が実施する防災活動に必要な資機材の購入、自主防災組織が主催する防災訓練、研修会等その他の防災活動に係る経費に対し補助金を交付することにより、地域防災力を向上し、もって市民の安全な暮らしに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「自主防災組織」とは、市内に存する規約等を有する自治会を単位として組織された団体又はマンション管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条又は同法第65条に規定する団体に限る。以下同じ。）を単位として自主防災を目的として結成される規約等を有する団体をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、自主防災組織とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 自主防災組織の防災活動に必要な資機材の購入及び更新に要する費用
- (2) 防災訓練、自主防災組織が主催する講演会、防災活動に関する研修等に要する費用
- (3) その他防災活動として、市長が特に必要と認める事業に要する費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額。以下同じ。）と別表に定める自主防災組織の加入世帯数の区分に応じ、同表に定める限度額とを比較し、いずれか低い方の額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、補助対象経費が生じた日の属する年度の末日までに、流山市自主防災組織補助金交付申請書（別記第1号様式）に補助対象経費の生じた日、内容及び金額が確認

できる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 補助金の申請は、1団体につき、1年度当たり1回とする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、流山市自主防災組織補助金交付決定(申請却下)通知書(別記第2号様式)により、当該申請をしたものにその旨を通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けたものは、流山市自主防災組織補助金交付請求書(別記第3号様式)により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたものがあるときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表

自主防災組織の加入世帯数	資機材の購入及び更新の限度額	防災訓練・講演会・研修等の限度額	その他市長が認める事業の限度額
100世帯以下	50,000円 (設立時 75,000円)	150,000円	50,000円
101世帯以上300世帯以下	75,000円 (設立時 112,000円)		
301世帯以上600世帯以下	100,000円 (設立時 150,000円)		
601世帯以上1,000世帯以下	125,000円 (設立時 187,000円)		
1,001世帯以上	150,000円 (設立時 225,000円)		

備考

- 1 自主防災組織の加入世帯数は、第6条の規定による申請をする日の属する年度の前年度の10月1日現在の数(以下「基準加入世帯数」という。)とする。
- 2 申請をしようとする自主防災組織の基準加入世帯数が不明の場合の自主防災組織の加入世帯数は、当該申請をしようとする自主防災組織の設立時の世帯数とする。
- 3 資機材の購入及び更新の限度額のうち、設立時の額は、流山市自主防災組織防災資機材整備等事業補助金交付要綱(平成24年流山市告示第87号)による補助金の交付を受けたことがなく、自主防災組織を設立して初めてこの規則による補助金を申請する際の1回に限り適用するものとする。

別 記

第 1 号様式（第 6 条関係）

流山市自主防災組織補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）流山市長

自主防災組織名

代表者氏名

自主防災組織補助金の交付を受けたいので、流山市自主防災組織補助金交付規則第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 交付申請内容
- 3 世帯数
- 4 添付書類

第 2 号様式（第 7 条関係）

流山市自主防災組織補助金交付決定（申請却下）通知書

流山市指令第 号
年 月 日

様

流山市長 印

年 月 日付けで申請のあった流山市自主防災組織補助金については、下記のとおり決定したので、流山市自主防災組織補助金交付規則第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定
交付決定額 金 円

- 2 申請却下
(理由)

第3号様式（第8条関係）

流山市自主防災組織補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）流山市長

自主防災組織名
代表者氏名

年 月 日付け流山市指令第 号で交付決定のあった自主防災組織補助金について、流山市自主防災組織補助金交付規則第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名		口座種別	
支店名		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

請求者と口座名義人が異なる場合は、以下の記入をお願いします。

委任状

上記口座名義人に流山市自主防災組織補助金の受領を委任します。
自主防災組織名： _____ 代表者氏名： _____